

令和6年6月28日

保護者様

舞鶴市教育委員会
教育長 廣瀬 直樹
舞鶴市立 小学校
校長

熱中症対策のさらなる強化について

平素より、本校の教育活動にご理解とご支援をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、今年度より「熱中症特別警戒アラート」の基準が設定され、発表の際は「最大限の予防行動をとる」とされています。昨年度より学校教育活動においては一定の基準を設けていますが、児童生徒の安全を守るために「熱中症対策ガイドライン(改訂版)」を再度確認し適切に対応できるようにします。

下記のとおり熱中症対策を講じてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 学校行事、授業、部活動等で活動する場合は、環境省「熱中症予防情報サイト」に掲載されている暑さ指数(WBGT)に基づいて判断し、暑さ指数(WBGT)31以上の場合は運動を原則中止とします。

ただし、各学校の活動場所(体育館・グラウンド等)での暑さ指数の計測数値により、熱中症の危険を回避する手立てを講じたうえで、体育等実施する場合があります。

中学校の部活動(練習及び大会)等では、大会当日の暑さに体を慣らすためにも完全に活動を止めず、熱中症の危険を回避する手立てを講じたうえで、活動を実施する場合があります。

2 登下校においても熱中症が発生していることから、時刻を変更したり熱中症対策(体調と水分補給の確認等)をしたりしてから下校させるなど、児童生徒の安全に配慮します。

3 熱中症特別警戒アラート【暑さ指数(WBGT)35以上】が発表された場合は、休校等最大限の予防行動をとります。

※ 熱中症対策により、学校行事等を中止したり、下校時刻等の変更を行ったりする場合は、コドモン等で速やかに連絡します。